

岩手県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 10 月 19 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会被服貸与規程（昭和 33 年岩手県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
被服の貸与を受ける ことができる職員		貸与する 被服の種 類	数	貸与期 間（年）	備 考	被服の貸与を受ける ことができる職員		貸与する 被服の種 類	数	貸与期 間（年）	備 考
所属名	職 員					所属名	職 員				
[略]						[略]					
各県立	[略]					各県立	[略]				
学校	高等学校又 は <u>特殊教育</u> 諸学校の理 科の実験又 は商業科の 商品の実験 に従事する 職員	[略]				学校	高等学校又 は <u>特別支援</u> 学校の理科 の実験又は 商業科の商 品の実験に 従事する職 員	[略]			
	高等学校又 は <u>特殊教育</u> 諸学校にお いて調理の 実習に従事 する職員	[略]					高等学校又 は <u>特別支援</u> 学校におい て調理の実 習に従事す る職員	[略]			
	高等学校又 は <u>特殊教育</u> 諸学校の農 業課程、工 業課程又は これらに準 ずる学科の 実習に従事 する職員	[略]					高等学校又 は <u>特別支援</u> 学校の農業 課程、工業 課程又はこ れらに準ず る学科の実 習に従事す る職員	[略]			
	高等学校又 は <u>特殊教育</u>	[略]					高等学校又 は <u>特別支援</u>	[略]			

諸学校の体育の実技に従事する職員		学校の体育の実技に従事する職員	
[略]		[略]	
養護教諭、養護助教諭及び理療に従事する職員	[略]	養護教諭、養護助教諭及び理療に従事する職員	[略]
特殊教育諸学校において保育又は教育に従事する職員	[略]	栄養教諭	予防衣
[略]		特別支援学校において保育又は教育に従事する職員	<u>2</u>
		[略]	<u>2</u>
		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。